

平成二十八年三月十五日受領
答弁第一六九号

内閣衆質一九〇第一六九号

平成二十八年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大西健介君提出ウイツ青山学園高等学校に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出ウイツツ青山学園高等学校に関する質問に対する答弁書

一及び二について

ウイツツ青山学園高等学校（以下「本高等学校」という。）は、学校設置会社による学校設置事業を内容とする構造改革特別区域計画についての認定を受けた伊賀市において、伊賀市長から設置の認可を受けた学校であるところ、お尋ねの「こうした不適切な授業」の実態については、本年二月十日に、同市から報告を受けて把握した。政府としては、平成二十七年十二月八日に本高等学校に係る就学支援金の不正受給に関する捜査についての報道がなされたことに端を発して本高等学校の授業に不適法な実態がある疑いが強まったことを受け、同市に対し当該授業の実態を把握して報告するよう要請するなどして、お尋ねの「こうした不適切な授業」の実態をできるだけ早期に把握したと考えている。

また、お尋ねの「設置認可の取り消し等もつと厳しい処分」をすることについては、本高等学校の設置を認可した同市長において、適切に判断すべきものと考えている。

三及び四について

お尋ねについては、個別の事情に応じて判断されるべきものであることから、一概にお答えすることは

困難である。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。